

新興国為替ファンド

韓国ウォン買い／韓国ウォン売り
インドルピー買い／インドルピー売り
トルコリラ買い／トルコリラ売り
ブラジルレアル買い／ブラジルレアル売り
追加型投信／海外／その他資産(通貨)／特殊型(ブル・ベア型)

マネーアカウントファンド
追加型投信／国内／債券



[投資信託説明書(交付目論見書) | 2014.10.23]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

当ファンドは、書面による決議により、信託約款を変更するための手続きを行います。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円
(資本金、運用純資産総額は2014年3月末日現在)

<照会先>

電話番号：**03-3434-5544**
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号
運用する投資信託財産の合計純資産総額：9,373億円

インターネットホームページ：<http://www.tdasset.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う下記ファンド※の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月11日にその効力が生じております。

※下記ファンドとは次のものをいいます。

新興国為替ファンド	韓国ウォン買い	新興国為替ファンド	トルコリラ買い	新興国為替ファンド	マネーアカウントファンド
新興国為替ファンド	韓国ウォン売り	新興国為替ファンド	トルコリラ売り		
新興国為替ファンド	インドルピー買い	新興国為替ファンド	ブラジルレアル買い		
新興国為替ファンド	インドルピー売り	新興国為替ファンド	ブラジルレアル売り		

ファンド名	商品分類				属性区分					
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
韓国ウォン買い	追加型	海外	その他資産(通貨)	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(投資信託証券(為替取引))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ブル・ベア型
韓国ウォン売り										
インドルピー買い										
インドルピー売り										
トルコリラ買い										
トルコリラ売り										
ブラジルレアル買い										
ブラジルレアル売り										
マネーアカウントファンド		国内	債券	－	その他資産(投資信託証券(債券))		日本	ファミリーファンド	－	－

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの名称について

本書において、ファンドの名称を略称で記載する場合があります。

ファンドの名称	略 称
新興国為替ファンド 韓国ウォン買い	韓国ウォン買い
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り	韓国ウォン売り
新興国為替ファンド インドルピー買い	インドルピー買い
新興国為替ファンド インドルピー売り	インドルピー売り
新興国為替ファンド トルコリラ買い	トルコリラ買い
新興国為替ファンド トルコリラ売り	トルコリラ売り
新興国為替ファンド ブラジルレアル買い	ブラジルレアル買い
新興国為替ファンド ブラジルレアル売り	ブラジルレアル売り
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド	マネーアカウントファンド

※以上を総称して「新興国為替ファンド」、また、以上を総称して、または個別に「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。
※韓国ウォン買い、インドルピー買い、トルコリラ買い、ブラジルレアル買いを総称して「買いファンド」、韓国ウォン売り、インドルピー売り、トルコリラ売り、ブラジルレアル売りを総称して「売りファンド」ということがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

【 買いファンド 】

日々の基準価額の値動きが、以下の対象通貨の円からみた日々の騰落率と「**概ね同程度**」となる投資成果を目指して運用を行います。

ファンド名	対象通貨
韓国ウォン買い	韓国ウォン
インドルピー買い	インドルピー
トルコリラ買い	トルコリラ
ブラジルリアル買い	ブラジルリアル

【 売りファンド 】

日々の基準価額の値動きが、以下の対象通貨の円からみた日々の騰落率と「**概ね同程度反対**」となる投資成果を目指して運用を行います。

ファンド名	対象通貨
韓国ウォン売り	韓国ウォン
インドルピー売り	インドルピー
トルコリラ売り	トルコリラ
ブラジルリアル売り	ブラジルリアル

マネーアカウントファンド

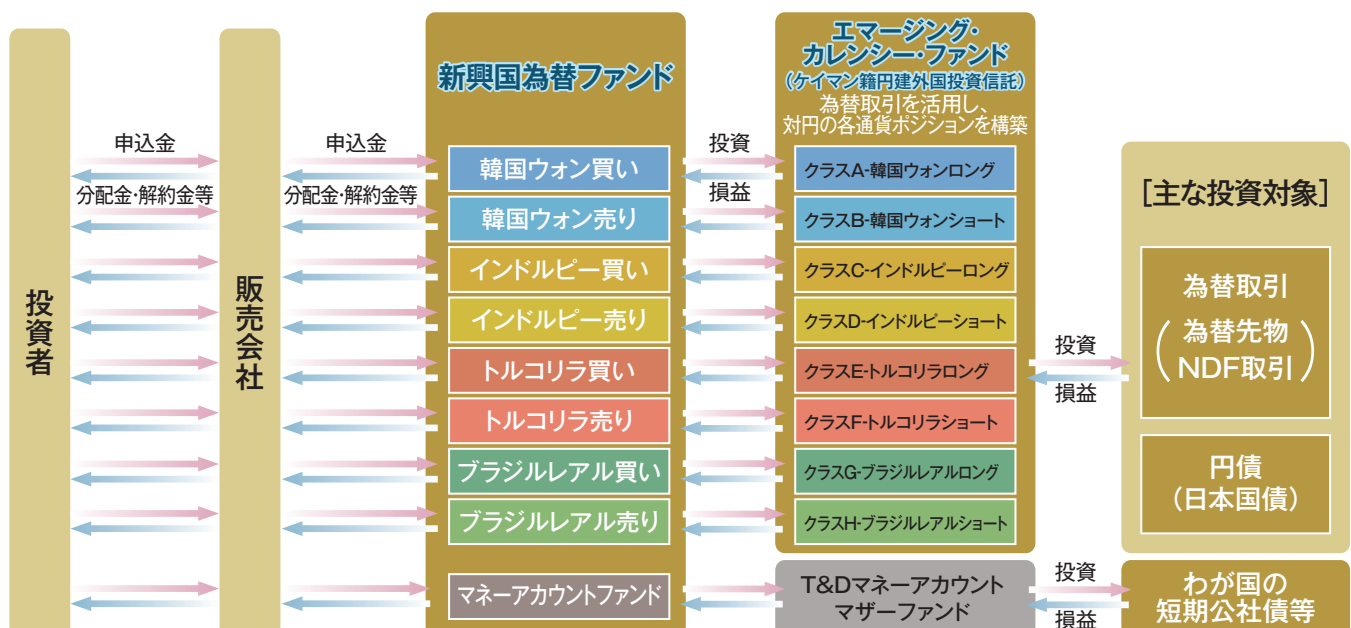
安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

「新興国為替ファンド」は、9本(8本のファンドおよびマネーアカウントファンド)のスイッチング可能なファンドから構成されています。

ファンドの仕組み

- マネーアカウントファンドを除く各ファンドは、円建の外国投資信託であるエマージング・カレンシー・ファンドおよび国内投資信託であるT&Dマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
 - ・ 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ・ マネーアカウントファンドを除く各ファンドについても、T&Dマネーアカウントマザーファンドに一部投資を行います。
 - ・ 各投資信託の組入比率には制限を設けません。
- マネーアカウントファンドは、T&Dマネーアカウントマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

各ファンドが目標とする投資成果

【 買いファンド 】			【 売りファンド 】		
ファンド名	対象通貨	目標とする投資成果	ファンド名	対象通貨	目標とする投資成果
韓国ウォン買い	韓国ウォン	円から見た対象通貨の日々の値動きと「概ね同程度」となる投資成果を目指して運用を行います。	韓国ウォン売り	韓国ウォン	円から見た対象通貨の日々の値動きと「概ね同程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。
インドルピー買い	インドルピー	【買いファンド】において、円よりも短期金利の高い通貨を対象とする場合には、円と対象通貨の短期金利差に伴うプレミアムが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨を対象とする場合には、コストが発生します。	インドルピー売り	インドルピー	【売りファンド】において、円よりも短期金利の高い通貨を対象とする場合には、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨を対象とする場合には、プレミアムが発生します。
トルコリラ買い	トルコリラ		トルコリラ売り	トルコリラ	
ブラジルレアル買い	ブラジルレアル		ブラジルレアル売り	ブラジルレアル	

○上記の各ファンドは、外国投資信託を通じて、円建の日本国債に投資を行いながら、為替取引を積極的に活用し、目標とする投資成果を目指します。

ご参考 円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムについて

為替取引に伴い、円と対象通貨の短期金利差相当分の差損益（コスト／プレミアム）が発生します。

簡便法による算出

【買いファンド】 (対象通貨買い／円売り)	÷	対象通貨の短期金利	－	円の短期金利	※原則として、左記の結果がプラスの場合はプレミアム、マイナスの場合はコストとなります。
【売りファンド】 (円買い／対象通貨売り)	÷	円の短期金利	－	対象通貨の短期金利	

韓国ウォン、インドルピー、ブラジルレアルは、直物為替先渡取引（NDF取引※）を活用して実質的な為替取引を行います。（NDF取引に関する留意点は6ページをご覧ください。）

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引とは

- ・投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- ・新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

基準価額の主な変動要因

下記の表は、基準価額に影響を及ぼす為替や短期金利の影響を分かりやすくイメージしたものです。ただし、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により必ずしも表記のとおり基準価額が上昇・下落するとは限りません。

	【 買いファンド 】	【 売りファンド 】
対象通貨高（対円）	上昇要因	下落要因
対象通貨安（対円）	下落要因	上昇要因
短期金利差（対象通貨＞円）	短期金利差に伴うプレミアム	短期金利差に伴うコスト
短期金利差（円＞対象通貨）	短期金利差に伴うコスト	短期金利差に伴うプレミアム

マネーアカウントファンド

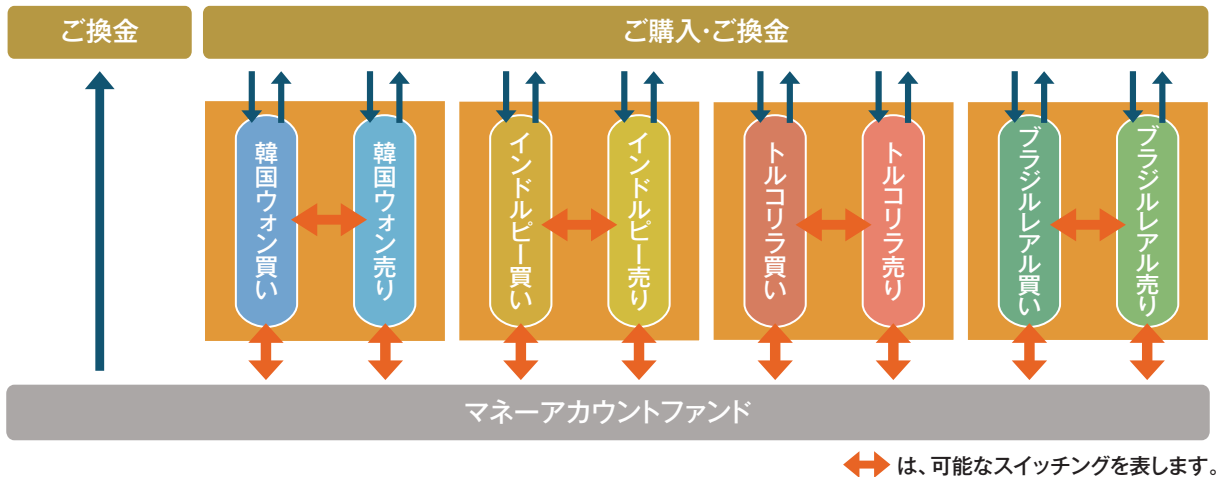
T&Dマネーアカウントマザーファンドを通じて、わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

スイッチングについて

「新興国為替ファンド」を構成する各ファンド間で、下記の通りのスイッチングが可能です。

- ・「新興国為替ファンド」を構成するファンドを下図  の通り4つのグループに分け、同一グループ内および各ファンドとマネーアカウントファンド間でのスイッチングが可能です。
- ・異なるグループ間のスイッチングは、マネーアカウントファンド経由で可能です。
- ・マネーアカウントファンドのご購入は、スイッチングによるお申込みのみとなります。
- ・スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。(ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには手数料はかかりません。)



ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、平成29年9月11日までです(原則として信託期間の延長は行いません。)。原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し、償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。なお、平成29年6月1日以降は、ご購入およびスイッチングの各お申込みは行えません。

※受益権総口数が5万口を下回る等、各ファンドの約款における信託終了に関する定めに該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

主な投資制限

各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)

投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合 外貨建資産への直接投資は行いません。
株式への投資割合 株式への直接投資は行いません。

マネーアカウントファンド

外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は行いません。
株式への投資割合 株式への直接投資は行いません。

分配方針

毎決算時(9月10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

【売りファンド】の基準価額の値動きについて

各【売りファンド】は、日々の基準価額の値動きが、円から見た対象通貨の日々の値動きと「概ね同程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。したがって、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、**2日以上離れた日との比較においては、「概ね同程度反対」の投資成果が得られる訳ではありません**ので、十分にご留意ください。

例

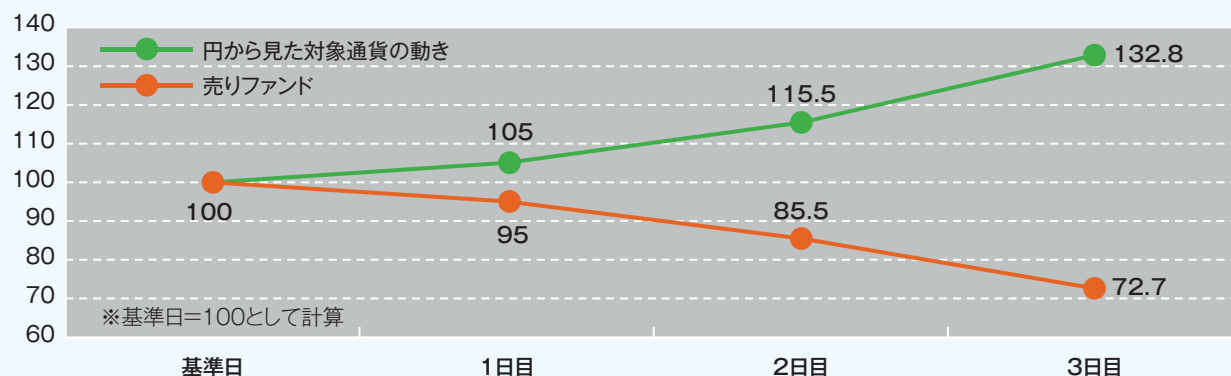
前日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
円から見た対象通貨の動き	+5.0%	+10.0%	+15.0%
売りファンド	-5.0%	-10.0%	-15.0%

基準日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
円から見た対象通貨の動き	+5.0%	+15.5%	+32.8%
売りファンド	-5.0%	-14.5%	-27.3%

※小数第2位四捨五入



上表のように、円から見た対象通貨が1日目に5%上昇、2日目に10%上昇、3日目に15%上昇した場合、運用目標が正確に達成されれば、【売りファンド】の騰落率は5%下落、10%下落、15%下落となります。これを、基準日から3日目までの値動きでみると、円から見た対象通貨は32.8%上昇、【売りファンド】は27.3%下落となり、「概ね同程度反対」とはなりません。

なお、円から見た対象通貨が上昇・下落を繰り返して動いた場合には、ファンドにとってはマイナス要因となり、基準価額が押し下げられることになります。

※上記は、正確に運用目標が達成された場合を前提に、円から見た対象通貨の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を分かりやすく説明するための計算例であり、実際の値動きとは異なります。また、円から見た対象通貨の値動きやファンドの基準価額の値動きを示唆・保証するものではありません。

投資する投資信託証券の概要

ファンド名	エマージング・カレンシー・ファンド なお、「新興国為替ファンド」が各々投資対象とする外国投資信託は以下の通りです。				
	韓国ウォン買い		エマージング・カレンシー・ファンド Class A -KRW long		
	韓国ウォン売り		エマージング・カレンシー・ファンド Class B -KRW short		
	インドルピー買い		エマージング・カレンシー・ファンド Class C -INR long		
	インドルピー売り		エマージング・カレンシー・ファンド Class D -INR short		
	トルコリラ買い		エマージング・カレンシー・ファンド Class E -TRY long		
	トルコリラ売り		エマージング・カレンシー・ファンド Class F -TRY short		
	ブラジルレアル買い		エマージング・カレンシー・ファンド Class G -BRL long		
	ブラジルレアル売り		エマージング・カレンシー・ファンド Class H -BRL short		
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建				
設定日	2012年9月5日				
運用の基本方針 主な投資対象	主として円建の短期の日本国債に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。 また、為替取引（NDF取引を含みます。）を積極的に活用します。				
投資態度	①主として円建の短期の日本国債を投資対象とします。 ②各クラスにおいて、為替取引（NDF取引を含みます。）を積極的に活用します。 【各クラスの為替取引】 各クラス毎に、原則として純資産相当額の以下の為替取引を行います。				
	Class A -KRW long		韓国ウォン買い／円売り	Class B -KRW short	円買い／韓国ウォン売り
	Class C -INR long		インドルピー買い／円売り	Class D -INR short	円買い／インドルピー売り
	Class E -TRY long		トルコリラ買い／円売り	Class F -TRY short	円買い／トルコリラ売り
	Class G -BRL long		ブラジルレアル買い／円売り	Class H -BRL short	円買い／ブラジルレアル売り
	③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。				
	主な投資制限				
	①株式への直接投資は行いません。 ②公社債については、原則として、円建の短期の日本国債以外への投資は行いません。				
	分配方針	原則として、年1回分配を行います。			
決算日	4月30日				
信託報酬等	純資産総額の年0.2%程度				
投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社				
受託会社	インタートラスト(ケイマン)リミテッド ※2014年12月23日より、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーに移管される予定です。				
管理事務代行会社、保管会社	ブラウンブラザーズハリマン ※2014年12月23日より、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エーに移管される予定です。				

※関係法人を変更する予定です。

詳しくは、P.13の追加的記載事項をご覧ください。

ファンド名	T&Dマネーアカウントマザーファンド		
分類	親投資信託		
設定日	2012年9月5日		
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。		
主な投資対象	わが国の国債、公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。		
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。		
分配方針	分配は行いません。		
決算日	9月10日(休業日の場合は翌営業日)		
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社		
受託会社	野村信託銀行株式会社		

※各概要は2014年3月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)

為替変動リスク	外国投資信託を通じて、買いファンドは対象通貨買い／円売り、売りファンドは円買い／対象通貨売りの為替取引を行うため、円に対する各対象通貨の為替変動の影響を受けます。なお、一般的に新興国通貨の場合は、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。 また、為替取引において、短期金利が低い通貨を買い、高い通貨を売る場合は、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。
債券価格変動リスク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

マネーアカウントファンド

債券価格変動リスク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
-----------	--

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- NDF取引に関する留意点
韓国ウォン、インドルピーおよびブラジルレアルは、NDF取引を活用して実質的な為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムの拡大がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。
- 為替取引などファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手先の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

- 目標とする投資成果が達成できないリスクについて[マネーアカウントファンドを除く]
以下の要因等により、各ファンドが目標とする、日々の基準価額の値動きが、円から見た対象通貨の日々の値動きと「概ね同程度」および「概ね同程度反対」となる投資成果を達成できない場合があります。
 - ・ 日々の購入、換金等に対応するために行った為替取引の約定値段と、当該日の評価値段との差異
 - ・ 為替取引において発生する円と対象通貨の短期金利差に伴うコスト／プレミアム
 - ・ 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、為替取引が成立せず、または必要な取引数量のうち全部または一部が成立しないこと
 - ・ 取引を行う為替市場における取引規制
 - ・ 運用資金が少額、または購入、換金などにより大幅な増減があった場合
 - ・ ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること
 - ・ ファンドの運用管理費用(信託報酬)、監査費用等
- ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項[マネーアカウントファンドを除く]
ファンドの基準価額の値動きにおいて、日々発生する信託報酬等の費用、実質的な為替取引に伴うコスト負担等は、ファンドが目標とする日々の投資成果に対する押し下げ要因となります。したがって、投資期間が長期に亘る場合にはこれらのコスト負担が大きくなり、投資成果に大きな影響を与えます。
また、売りファンドについて、対象通貨の値動きが、一定の範囲で上昇・下落を繰り返す動きとなった場合には、ファンドの投資成果は悪化することが想定されます。そのため、対象通貨の将来の水準が投資時点と同じであっても、基準価額が下落している可能性があります。
- 分配金に関する留意点
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

リスクの管理体制

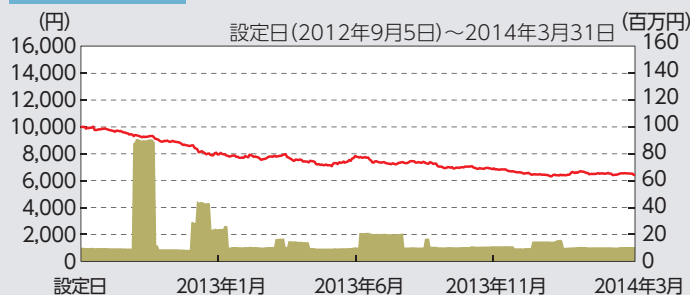
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

基準価額・純資産の推移

韓国ウォン買い



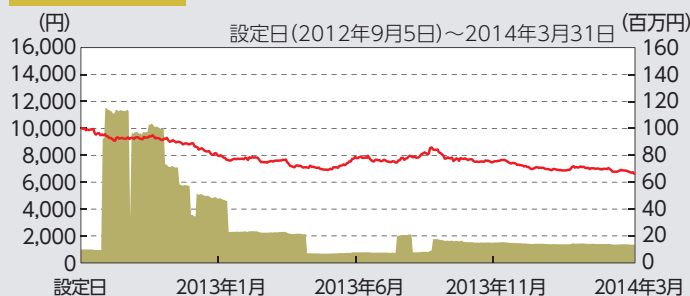
韓国ウォン売り



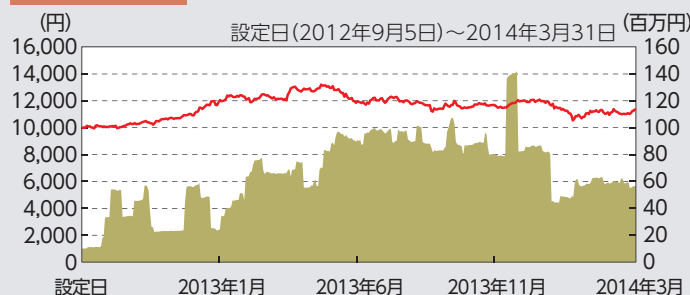
インドルピー買い



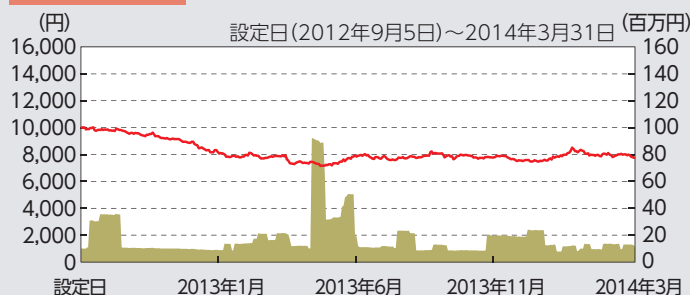
インドルピー売り



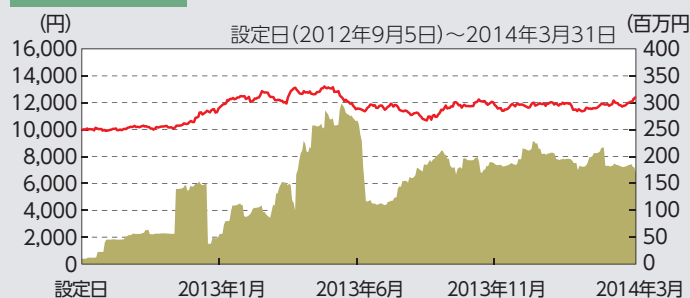
トルコリラ買い



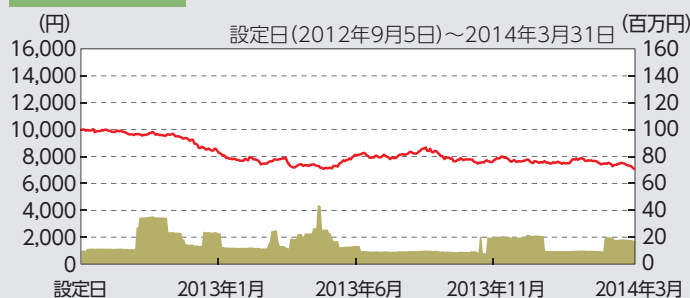
トルコリラ売り



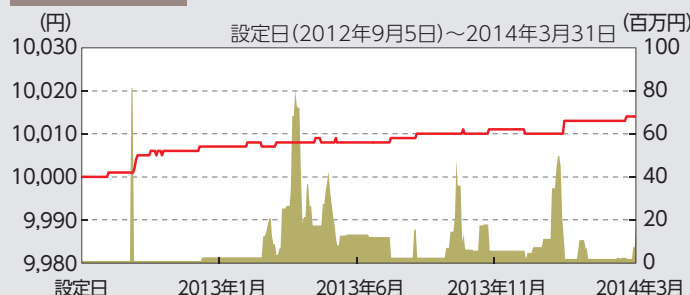
ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアカウントファンド



— 基準価額(左軸)
— 純資産総額(右軸)

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(1口当たり、税引前)

	韓国ウォン買い	韓国ウォン売り	インドルピー買い	インドルピー売り
2013年9月	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円

	トルコリラ買い	トルコリラ売り	ブラジルリアル買い	ブラジルリアル売り	マネーアカウントファンド
2013年9月	0円	0円	0円	0円	0円
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

投資比率

韓国ウォン買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class A-KRW long	98.2%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	1.4%
合計	100.0%

韓国ウォン売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class B-KRW short	98.4%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.5%
コール・ローン、その他	1.2%
合計	100.0%

インドルピー買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class C-INR long	98.4%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.2%
合計	100.0%

インドルピー売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class D-INR short	98.1%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

トルコリラ買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class E-TRY long	98.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.1%
コール・ローン、その他	1.8%
合計	100.0%

トルコリラ売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class F-TRY short	98.1%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

ブラジルリアル買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class G-BRL long	98.3%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.2%
コール・ローン、その他	1.5%
合計	100.0%

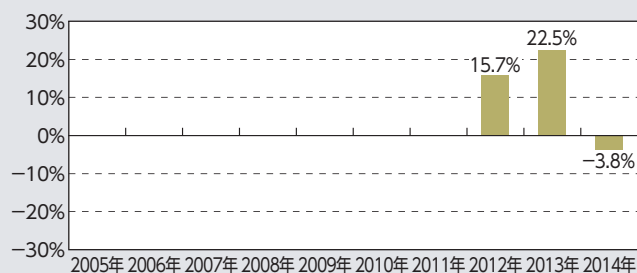
ブラジルリアル売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class H-BRL short	97.8%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	1.9%
合計	100.0%

マネーアカウントファンド	
T&Dマネーアカウントマザーファンド	70.1%
コール・ローン、その他	29.9%
合計	100.0%

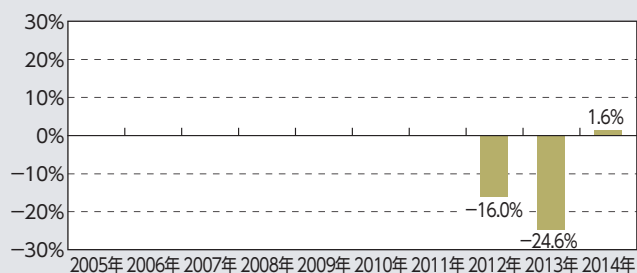
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

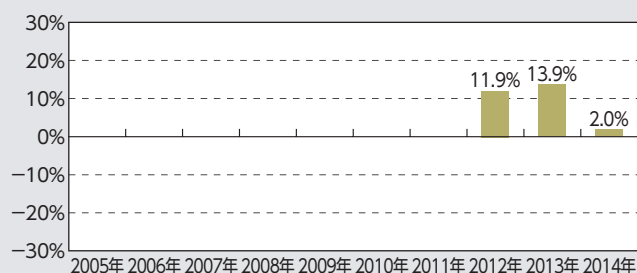
韓国ウォン買い



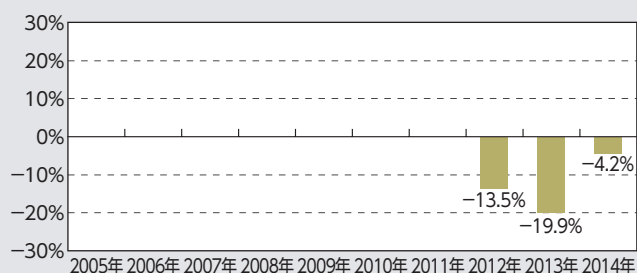
韓国ウォン売り



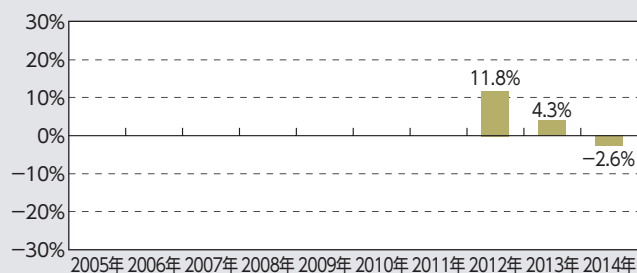
インドルピー買い



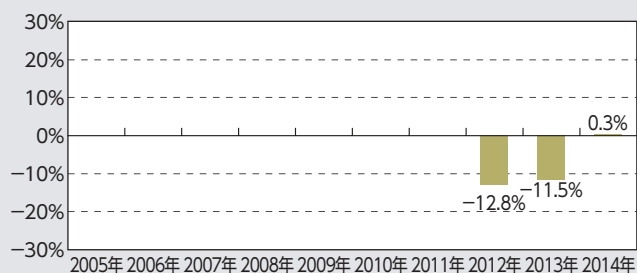
インドルピー売り



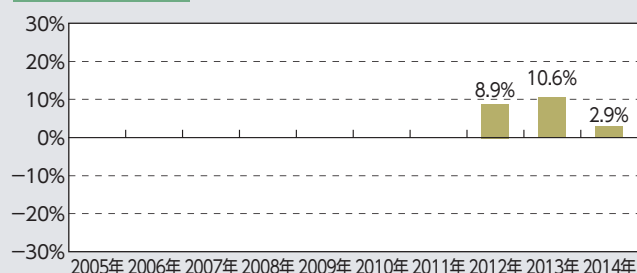
トルコリラ買い



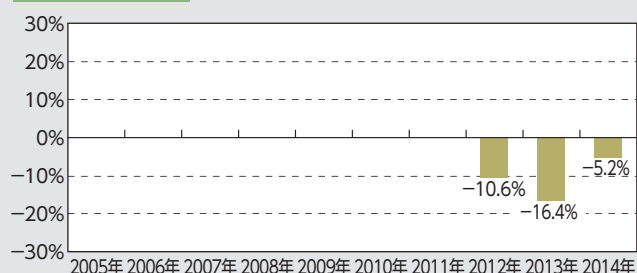
トルコリラ売り



ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアカウントファンド



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は設定日(9月5日)から年末まで、2014年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1口単位(当初元本 1口=1万円) なお、マネーアカウントファンドは、スイッチング以外による購入はできません。	
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
購 入 代 金	原則として購入申込受付日から起算して6営業日目までにお支払いください。	
換 金 単 位	1口単位	
換 金 価 額	[各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額 [マネーアカウントファンド] 換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成25年12月11日から平成26年12月10日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 なお、平成29年6月1日以降は、購入およびスイッチングの申込はできません。	
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。	
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金およびスイッチングの申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	平成29年9月11日まで(平成24年9月5日設定)	
繰 上 償 還	[各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)] 各々投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。また、受益権の総口数が5万口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となることがあります。 [マネーアカウントファンド] マネーアカウントファンドを除く各ファンドが全て償還となる場合には、繰上償還されます。また、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となることがあります。	
決 算 日	毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。	
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき2,000億円	
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(http://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。	
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。	
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	
申 込 不 可 日	下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申込はできません。	
	韓国ウォン買い 韓国ウォン売り	・ 韓国の銀行または金融商品取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行または金融商品取引所の休業日
	インドルピー買い インドルピー売り	・ インドの銀行または金融商品取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行または金融商品取引所の休業日
	トルコリラ買い トルコリラ売り	・ トルコの銀行または金融商品取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行または金融商品取引所の休業日
	ブラジルリアル買い ブラジルリアル売り	・ ブラジルの銀行または金融商品取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行または金融商品取引所の休業日
※ルクセンブルクの銀行または金融商品取引所の休業日および12月24日が追加される予定です。 詳しくは、P.13の追加的記載事項をご覧ください。		
ス イ ッ チ ン グ	[新興国為替ファンド]を構成するファンドを4つのグループに分け、同一グループ内および各ファンドとマネーアカウントファンド間でのスイッチングが可能です。スイッチングの際には購入、換金時と同様に費用等がかかりますのでご注意ください。(ただし、マネーアカウントファンドへのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。)	

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.16%(税抜2.0%)を上限 として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年0.6804%(税抜0.63%) の率を乗じて得た額とします。 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。		
	運用管理費用(信託報酬)の配分	(年率)	
		委託会社	0.324% (税抜0.30%)
		販売会社	0.324% (税抜0.30%)
		受託会社	0.0324% (税抜0.03%)
	投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年0.2%程度	
	実質的な負担	年0.8804%(税抜0.83%) 程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。	
その他の費用・ 手数料	【監査費用】 毎日、ファンドの純資産総額に年0.00864%(税抜0.008%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。 【その他】 証券取引に伴う手数料等をファンドでご負担いただきます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マネーアカウントファンド

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年0.594%(税抜0.55%)以内 の率を乗じて得た額とします。 信託報酬率については「コールレート」に応じて以下の通りとします。 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。		
	(年率)		
	コールレート	0.4%未満	0.4%以上0.65%未満
	信託報酬率	0.162% (税抜0.15%) 以内	0.324% (税抜0.30%)
	配分	0.65%以上	0.594% (税抜0.55%)
		委託会社	0.0702%(税抜0.065%)以内
		販売会社	0.1404%(税抜0.13%)
		受託会社	0.2376%(税抜0.22%)
		0.0756%(税抜0.07%) 以内	0.1512%(税抜0.14%)
		0.0162%(税抜0.015%)以内	0.3024%(税抜0.28%)
		0.0324%(税抜0.03%)	0.054% (税抜0.05%)
その他の費用・手数料	【監査費用】毎日、ファンドの純資産総額に年0.0054%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。 【その他】証券取引に伴う手数料等をファンドでご負担いただきます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記と異なります。
- 上記は、平成26年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●お知らせ 信託約款の変更について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託につきまして関係法人を変更することとなりましたため、申込不可日を当該関係法人所在地における該当日に更新すべく、申込不可日にルクセンブルクの銀行または金融商品取引所の休業日および12月24日(平成26年12月24日を含みます。)を追加する信託約款の変更を行う予定です。これに伴い、書面決議の手続きを行うものです。

平成26年10月24日現在の受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、平成26年10月24日から平成26年11月17日まで、本書面決議においてこれを行行使することができます。

なお、平成26年10月23日以降に購入申込をされた受益権の口数については、本書面決議の議決権を有しません。

本書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合、平成26年12月11日を適用日として約款変更を行います。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。(平成26年11月19日予定)

MEMO

MEMO

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

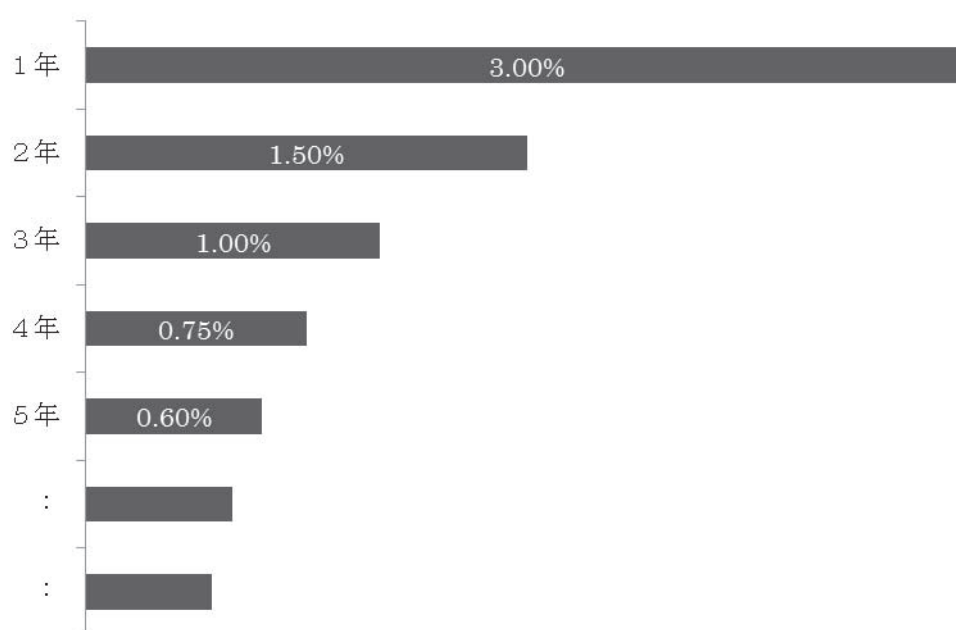
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンド(「マネーアカウントファンド」を除く)は、特定の外国通貨を対象とした為替取引を行ないますので、円に対する外国通貨の変動により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

「マネーアカウントファンド」は、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

「新興国為替ファンド」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額です。
(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

ファンド	購入口数	手数料率	
		スイッチング以外による購入	スイッチングによる購入
マネーアカウントファンド 以外の各ファンド	1 万口未満	2.16% (税抜 2.0%)	1.08% (税抜 1.0%)
	1 万口以上 5 万口未満	1.08% (税抜 1.0%)	0.54% (税抜 0.5%)
	5 万口以上	0.54% (税抜 0.5%)	0.27% (税抜 0.25%)
マネーアカウントファンド		(購入はできません)	手数料はかかりません

*当初元本 1 口=1 万円

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

